

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ 公的な支援施策等について【石川県】

各機関ホームページ等の情報を基に当局作成  
令和2年9月16日現在

## 資金繰り

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

一時的な業況悪化を来しているが、中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方への融資です（無担保。特別利子補給制度を併用することで実質無利子）。

融資限度額：8,000万円（国民生活事業）、6億円（中小企業事業）

【窓口】 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505



日本政策金融公庫  
相談窓口

### 危機対応融資

内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症など、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態に際して、指定金融機関（商工組合中央金庫、日本政策投資銀行）を通じて、事業者に対して必要な資金の貸付等を行うものです。

危機対応融資の拡充：民間金融機関からの金融支援を促す資本金劣後ローンの実施

【窓口】 商工組合中央金庫：0120-542-711、日本政策投資銀行 北陸支店：076-221-3211



商工組合中央金庫  
相談窓口



日本政策投資銀行  
相談窓口

## 信用保証

信用保証制度とは、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となって金融機関のリスクを引き受けることで、中小企業者の資金繰りを円滑にするものです。

一般保証：借入債務の80%を保証（最大保証限度額2.8億円）

セーフティネット保証 4号：借入債務の100%を保証、5号：借入債務の80%を保証  
（4号、5号を合わせて、最大保証限度額2.8億円。一般と別枠）

危機関連保証：借入債務の100%を保証（最大保証限度額2.8億円。上記2つと別枠）

【窓口】 石川県信用保証協会 営業部：076-222-1522



石川県信用保証協会  
新型コロナ関連情報

## 民間金融機関における実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロにするものです。

セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、要件を満たせば、保証料・利子の減免を実施。

融資上限額：4,000万円

【窓口】 経済産業省 中小企業金融相談窓口：0570-78-3183



経済産業省  
無利子・無担保融資

## 労働者の休業等

### 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金です。

支給額：休暇中に支払った賃金相当額×10/10（1日あたり8,330円が支給上限（ ））

【窓口】 厚生労働省 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター：0120-60-3999

令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、支給上限を15,000円に引き上げ



厚生労働省  
小学校休業等対応助成金

### 雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

クーリング期間要件を撤廃、被保険者期間要件を撤廃、生産指標要件を緩和、対象者・助成率・助成上限額を拡充。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 助成率：4/5（中小企業）、2/3（大企業）

解雇をしていない等の上乗せ要件を満たす事業主 助成率：10/10（中小企業）、3/4（大企業）

助成上限額：1日あたり15,000円

【窓口】 石川労働局 職業安定部 職業対策課：076-265-4428



厚生労働省  
雇用調整助成金

パソコン等でご覧の場合、QRコードをクリックすることでリンク先へアクセス可能です。

次ページへ続く

## 給付金・補助金

### 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給するものです。

給付上限額：200万円（法人）、100万円（個人事業者）

【窓口】 経済産業省 持続化給付金事業 コールセンター

➢ 8月31日までに申請：0120-115-570 ➢ 9月1日以降に申請：0120-279-292



経済産業省  
持続化給付金



持続化給付金事務局  
申請サイト

### 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して支給するものです。

給付上限額：600万円（法人）、300万円（個人事業者）

【窓口】 家賃支援給付金コールセンター：0120-653-930



経済産業省  
家賃支援給付金



家賃支援給付金事務局  
申請サイト

### ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものです。

通常枠 補助上限：1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3

特別枠（ ） 補助上限：1,000万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4

事業再開枠（特別枠の上乗せ）補助上限：50万円 定額（10/10）

【窓口】 ものづくり補助金事務局：050-8880-4053



ものづくり補助金事務局  
総合サイト

### 持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援するものです。

通常枠 補助上限：50万円 補助率：2/3

特別枠（ ） 補助上限：100万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4

事業再開枠（通常枠・特別枠の上乗せ）補助上限：50万円 定額（10/10）

追加対策枠（通常枠・特別枠・事業再開枠の上乗せ）補助上限：50万円

【窓口】 ➢ 通常枠 全国商工会連合会：03-6670-2540、日本商工会議所：03-6447-2389

➢ 特別枠 全国商工会連合会：03-6670-3960、日本商工会議所：03-6447-5485



全国商工会連合会  
トップページ



日本商工会議所  
持続化補助金

### IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援するものです。

通常枠 補助上限：30～450万円 補助率：1/2

特別枠（ ） 補助上限：30～450万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4

【窓口】 サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局：0570-666-424



IT導入補助金事務局  
ポータルサイト

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象。

類型A：サプライチェーンの毀損への対応、類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換、類型C：テレワーク環境の整備

## 社会保険料及び国税の納付の猶予制度

### 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料の徴収猶予を行うことが可能とされています。

【窓口】 ➢ 国民健康保険料：お住まいの市町の国民健康保険担当課

➢ 後期高齢者医療制度の保険料：お住まいの市町の後期高齢者医療担当課

➢ 介護保険料：お住まいの市町の介護保険担当課

### 厚生年金保険

厚生年金保険料を一時に納付することで、事業継続が困難になるなどの要件に該当するときは、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】 最寄りの年金事務所



日本年金機構  
納付猶予

### 国税

国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

【窓口】 金沢国税局 国税局猶予相談センター：0120-948-364



国税庁  
納税猶予

石川県の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口はこちら



石川県相談窓口